

事務局責任者協会だより

発行 千葉県中小企業団体事務局責任者協会 千葉市中央区富士見2丁目22番2号 千葉中央駅前ビル3階 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部内 TEL 043-306-3282 FAX 043-227-0566

2016.7
Vol. 18

組合事務局強化事業（組合運営・企業経営研究会）を
開催しました。

事務局責任者協会だよりの第18号を
刊行できましたことを、関係各位に心
より感謝申し上げます。

本協会は、平成28年2月16日(火)
に第9回の通常総会を開催し、会長
が役員を選出するとともに、議案全て
の承認を頂き、事業計画に則り、去る
6月24日(金)に、本協会と千葉県中小企業団体中央会との共催によ
る組合運営・企業経営研究会を開催しました。



本協会は、平成28年2月16日(火)
に第9回の通常総会を開催し、会長
が役員を選出するとともに、議案全て
の承認を頂き、事業計画に則り、去る
6月24日(金)に、本協会と千葉県中小企業団体中央会との共催によ
る組合運営・企業経営研究会を開催しました。

講演は、始めに、近年の労働関係法の改正のスケジュールについ
て簡単に説明が行われ、企業における影響や対応について話がありま
した。

特に中小企業や組合が関係があるものとして、「改正労働契約法」
があり、これについて説明が行われました。ポイントとしては、同じ
職場で5年を超えて働く契約社員などを対象に、本人の希望に応じ
て、無期限の雇用に変える事が義務付けられたことでしたが、実際に
影響が出るのは平成30年頃とのことです。また、通算5年を超えて契
約した労働者が、期間中に無期契約の申込を行つて、初めて無期労
働契約となる点であります。ただし、申込を行わなかつた場合は、次
の更新以降でも申込が可能です。

また、平成27年4月1日施行された特例を設ける法律案として、「専
門的知識等を有する有期雇用労働者等に対する特別措置法」案が国
会に提出され、可決されています。特に特例の対象者で高齢者につい
ては企業実務に影響することから説明を行い、特例を受けるためには
都道府県労働局等への計画の提出が必要であります。

改正労働契約法のポイント



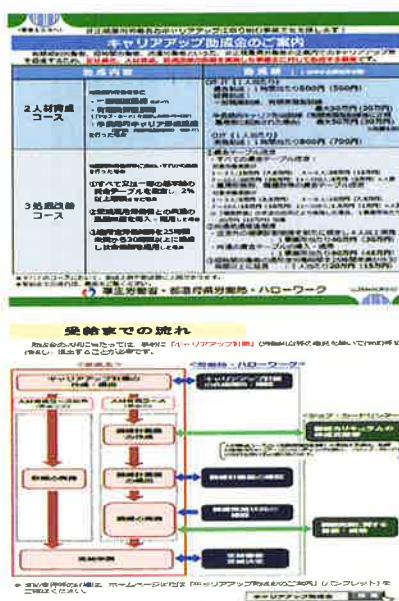
特別措置法による無期転換ルールの特例の対象者

特例を設ける法律案として、「専門的知識等を有する有期雇用労
働者等に対する特別措置法」案が国会に提出され、可決された。

【特例の対象者】

- ①5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ②定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

平成27年4月1日施行



千葉県中央会主催行事

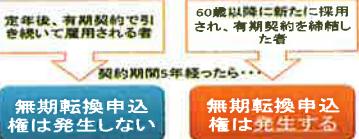
第68回中小企業団体全国大会（石川大会）が10月19日(水)、
石川県金沢市にて開催されます。本大会は、全国の中小企業
団体の代表者が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、
国等に対しても中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組
合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実
現を期すものであります。つきましては、本大会を有意義な
ものにするため、ぜひ多数ご参加下さいよう、ご案内申
し上げます。

今回も会員に対するアンケートで得た情報を持載させて頂
きました。今後も会員組合に関する様々な情報提供を行つて
いきたいと考えております。イベント開催情報だけではなく、
各組合で提供できる役務、サービス等の紹介・PRなどの情報
提供もよろしくお願い致します。

その後として有期契約労働者は、雇用契約書により更新の上限を
定め、原則5年未満で契約を終了します。しかし、優秀な人は、正
社員登用を打診し、面接等を行つたうえで正社員登用を行なうこと

であります。ただし、全員に正社員登用を期待させるような発言を
してはNGです。過去の裁判例をみても契約更新を期待させるよう
に発言をした際の止めは無効という判例もあるので、契約締結の際に
更新回数の上限があることを説明の上、同意してもらうことが必要で
す。これにより有期契約労働者を正社員登用すると、キャリアアップ
助成金で一人あたり60万円がもらえるなどの説明もありました。

企業実務に与える影響 高年齢者



特例を受けるためには？



＊資料1：計画申請書
有期契約労働者を正社員登用すると、
1人あたり60万円もらえます！

キャリアアップ助成金

【定期更新等経過コース】
①事業主が計画を作成
②計画を提出
③認定
＊資料2：計画申請書

去る4月22日、広報事業の充実を図るため、会員皆様に広
報事業に關するアンケートを実施致しました。アンケートにご
協力頂いた本協会会員組合に關するイベント・行事等をご紹
介させて頂きます。

事務局及び会員、千葉県中央会からの イベント・行事等のご案内

- 8月・団地夏祭り（7日、船橋総合卸商業団地協同組合）
- ・第36回九都県市合同防災訓練（29・30日、千葉県解体工事業協同組合）
- ・八千代ふるさと祭り 出店（千葉県豆腐商工組合）
- * 対象は団地入居者の従業員と家族
- ・誕生寺灯篭流し（海施餽鬼）（10日 小湊妙の浦遊覧造船協業組合）
- ・スクリッチキャンペーン（下旬、柏駅前第一商業協同組合）
- ・千葉の酒フェス2016・試飲会（7日、千葉県酒造組合）
- ・千葉健康まつり（中旬、千葉県害虫防除協同組合）
- ・JFEちばまつり（下旬、千葉県貿易協同組合）
- ・地域清掃活動（千葉県解体工事業協同組合）
- ・船橋健康まつり（上旬、千葉県害虫防除協同組合）
- ・年末・千円札つかみどりセール（中旬、柏駅前第一商業協同組合）
- ・秋の防災フェア（火災予防週間 船橋駅前）千葉県消防設備協同組合
- ・組合・企業視察研修（大原幽学記念館）※忘年会も併せて開催予定

香取トラック協同組合

事務局長 大木 則和

[組合の概要]

所在地 千葉県香取市高萩358-11
設立 昭和41年11月

理事長 白鳥和巳

組合員 12社
出資金 6144万円

[沿革]

当組合は昭和41年11月に組合員10社で設立した協同組合です。当時は、佐原市(現在の香取市)に事務所を構え情報交換等を行なながらスタート致しました。

昭和46年 自動車運送取扱業を取得し平成元年に組合に事業部を設置して、事業部員を中心に関連企業、航空貨物等、組合独自で営業を行ない運送事業を本格稼働させました。また、平成2年には事務所を香取郡栗原町(現在の香取市)に土地を購入し新しい拠点として再出発を致しました。また、平成17年迄、千葉県トラック協会香取支部の委託事業も合せて行って参りました。

現在は、運送事業を中心として、各種事業を開拓しております。

[組合員]

組合員は佐原市及び香取郡の地区としておりましたが、平成18年の市町村合併により、香取市、成田市、香取郡神崎町、多古町及び東庄町の区域に定款変更を行ないました。
現在は、成田市2社、香取市5社、多古町3社、旭市1社、東庄町1社の12社となっています。

[事業]

組合が実施している事業としては、組合員のためによる

① 運送業務の共同受注、配車、集金
② 燃料、油脂、タイヤ、自動車備品、その他資材等の共同購入

③ 高速自動車国道及び一般有料道路の通行料金支払い代行
④ 事業資金借入れ及び手形の割引
⑤ 経済地位改善のためにする団体協約の締結
⑥ 経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
⑦ 福利厚生に関する事業等を行っています。



香取トラックサービス企業組合

事務局長 大木 則和

[組合の概要]

所在地 千葉県香取市高萩358番地11
電話 0478-75-3900

設立 平成27年7月

理事長 白鳥 和巳

組合員 12人
出資金 60万円

[設立の経緯]

香取トラック協同組合の組合員が、自然環境に恵まれた組合事務所の遊休地を活用し、太陽光発電設備を設置して有効活用を考え、また、ドライバー不足が深刻化している運送業界にあって、従業員の雇用確保を目指し、地域の雇用促進、若手起業経営者の発掘、サポートを目指して設立しました。

[主な事業活動]

・再生可能エネルギーによる充電事業
・自動車運転業務等の請負に関する事業

1. 発電施設の概要

設置面積

外形寸法 1652×994×46

パネル枚数 216パネル

予定発電量

年間 59000kwh



「中小企業等経営強化法」が施行されました。(平成28年7月1日施行)

用となつて利用できるなどの点は、協同組合だからこそ出来るこだと考えます。今年は当組合が創立50周年という、大きな筋目になります。今後も組合の地位と知名度の向上に役立つよう努力して参ります。

※香取トラックサービス企業組合との関係としては、香取トラック協同組合12社の経営者が組合の遊休地の活用と、運送業界の深刻な人手不足を考え、企業組合を設立しました。

以上

本法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、(1)各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、(2)中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定しています。史上初の固定資産税での設備投資減税であり、赤字企業にも大きな減税効果が期待できます。

法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定

事業所管大臣は、事業者が行うべき経営力向上のための取組(顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等)について示した「事業分野別指針」を策定します。

(※) 具体的には、製造卸・小売、外食・中食、宿泊、医療、介護、保育、貨物自動車運送業船舶、自動車整備等を公表。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取組の支援

経営力向上計画の認定及び支援措置

(1) 中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画(「経営力向上計画」)を作成します。

計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減(要件: 資本金1億円以下の会社等を対象、対象設備…160万円以上)の機械及び装置であること(新品、生産性が年平均1%以上向上する設備などで、3年間1/2に軽減)や金融支援等(低利融資、債務保証等)の特例措置を受けることができます。

※「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。

(2) 認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新等支援機関(主に中央会、商工会議所、商工会、金融機関、中小企業診断士業等)による計画策定の支援を受けられます。

経営革新計画の策定支援について

千葉県中小企業団体中央会 経営支援部では、国等の中小企業施策を活用し、組合等連携組織に集う中小企業が経営革新計画を策定することにより、「自社の課題」に挑戦する「高い志」を積極的に支援しております。

本支援は、経営課題の解決に最適な専門家派遣を無料で活用できるなど(※1社3回まで無料)、組合員の経営力強化を図る上で大変有用な手段となっております。この機会にぜひご活用をお勧め申し上げます。